

建設環境委員会 会議録

招 集 年 月 日	令和6年6月7日			
招 集 の 場 所	委員会室			
開閉会日時及び宣告	開 会	午前 11時15分	委員長	土屋 和幸
	閉 会	午後 0時03分	委員長	土屋 和幸
出席並びに欠席議員 出席 6名 欠席 0名 ○ ……………出席を示す ▲ ……………欠席を示す	氏 名	出 欠	氏 名	出 欠
	山本 晃子	○	山口 裕教	○
	柴田 一雄	○	土屋 和幸	○
	竹内 祐子	○	馬場 衛	○
説明のため出席した者の職・氏名	紹介議員	荻野 利明	←説明終了後は傍聴	
	請願者	中神 美紀	←説明終了後は傍聴	
	産業部長	太田 英明		
	産業振興課長	工藤 崇裕		
	都市整備部長	小倉 英昭		
	土木課長	片山 徳二		
	消防長	山本 浩人		
	消防署長	辻 和明		
職務のため出席した者の職・氏名	書記	内山 浩二	書記	白井 麻貴
			書記	高橋 俊貴
会議に付した事件	別 紙 の と お り			
会議の経過	別 紙 の と お り			

傍聴議員：神谷 里枝、楠 浩幸、福永 桂子、相曾 桃子

建設環境委員会会議録

令和6年6月7日（金）

湖西市役所 委員会室

湖西市議会

〔午前10時00分 開会〕

○柴田副委員長 おはようございます。本日は御多忙のところ御参集いただきまして、ありがとうございます。

それでは、委員長、開会をお願いいたします。

○土屋委員長 改めまして、おはようございます。ただいまから建設環境委員会を開催させていただきます。

本日ですけれども、傍聴の申出が神谷議員、楠議員、菅沼議員、福永議員、相曾議員の5名の方から傍聴の申出がありましたので、よろしく御理解いただきたいと思います。

本委員会に付託されました案件は、既に配付されております請願文書表のとおりでございます。よろしくお願いたします。

ただいまから請願の審査に入りますが、発言は必ず挙手の上、お願いいたします。質疑は一問一答式とし、答弁は要点を簡潔に述べていただきたいと思います。なお、会議録作成のため、マイクのスイッチの入れ忘れのないようお願いいたします。

それでは、請願第1号ですが、釣り組合業者の堤防渡しに関する請願を議題といたします。

お諮りいたします。

請願第1号については、審査の必要から紹介議員と請願者の説明を聞きたいと思っております。これに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○土屋委員長 挙手全員であります。ありがとうございます。

よりまして、紹介議員と請願者から説明を聞くことに決定いたしました。

それでは、紹介議員。

〔紹介議員入室〕

○土屋委員長 それでは、請願第1号の内容について、初めに紹介議員の荻野利明さんに趣旨説明を求めることにいたします。

なお、資料はあらかじめ配付させていただいておりますので、よろしくお願いたします。

荻野議員、よろしくお願いたします。

○荻野紹介議員 紹介議員の荻野利明です。お手元の請願文書を御覧いただければと思います。

件名につきましては、釣り組合業者の堤防渡しに関する請願でございます。

請願の要旨でございますけれども、私たち釣り組合は遊漁船（渡船業）を提供している業者で、2027年4月からの現行の改正により堤防3か所が立入禁止となり、深刻な経済困難に直面している。私たち釣り組合では安全を最優先に考えており、海上事故の防止に積極的に取り組んでいます。船舶点検やアルコール呼气検査、ライフジャケットの常備着用、釣り用ブーツや靴の着用を徹底し、これらのルールに従わない方に対しては渡船を禁止するか、自主制限を採用している。これにより、安全な釣りの環境を維持するための努力を惜しまない。

地域の活性化や観光振興につながる、この要望を検討していただくよう心から願います。

請願の目的。

1. 堤防渡しを行っていた場所3か所のうち、1か所を業者のみが渡船を行うことを許可いただくこと。
2. 近隣の他の場所（八兵衛瀬、千鳥島、とうふ）においても、現在、渡船が不可能となっている。こちらの場所においても渡船可能な方法を模索していただくこと。

以上でございます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

以上です。

○土屋委員長 ありがとうございます。

ただいま荻野議員の説明をお伺いしましたので、請願者ほうから補足があれば、よろしくお願いたします。

○**請願者** こんにちは。平成より約30年間、遊漁船渡船業を営んでおります。私が承継したのはまだつい最近なのですが、以前は主人のほうはずっとこの渡船業を営業しております。

平成より約30年間、この業務を営んでおり、堤防渡しといって陸から堤防がある場所へ船を渡すという仕事です。船に乗って、お客さんを釣る堤防のところへ渡すという仕事を主としてやっています。

堤防渡しは、浜名湖、湖西市、新居町にて地域観光、地域の文化や観光資源の一環として、経済的発展の寄与に長期にわたり多くの人々に喜ばれ、利用されてきました。しかし、令和4年4月23日、北海道知床遊覧船沈没事故により、令和6年4月より法改正により堤防渡しができなくなりました。

今まで渡していた堤防渡しの私たちが行っていた場所は3か所あります。その3か所とも、今現在、立入禁止区域ということになり、渡せません。

そしてあと、浜名湖、湖西市、新居町で私たちが渡す場所がもう3か所あります。その場所は、先ほど荻野議員がおっしゃってくださったように八兵衛瀬、千鳥島、とうふとって、そこの場所もありますが、今現在、そちらには渡すことが可能ではないです。

皆さんに浜名湖の湖西市の海の魅力を伝える仕事をしていて、私に主人から代が変わり、これからやっていこうという矢先に、4月よりの法令改正により本当に深刻な経済困難に直面しております。皆様に以前のような笑顔で毎日が過ごせることを心から願い、請願させていただきました。よろしく願いいたします。

以上です。

○**土屋委員長** ありがとうございます。

ただいま補足説明を請願者のほうからやっていただきました。何かそれに対して質疑のある方はございますか。

柴田委員。

○**柴田副委員長** すみません、私もなかなか勉強不足で教えていただきたいのですが、請願文書にございます3行目で括弧書きはされておるんですけども、許可は下りており、数十年黙認されていた場所とあるんですけども、どちらからの許可が下りていたのかとか、十数年黙認されていたというその経緯、背景というか、その辺りについて少し詳しく教えてください。

○**土屋委員長** 請願者。

○**請願者** この渡船業をやるには許可をもちろん取らないと仕事ができなため、私たちのお願ひしてあるところは、高松海事事務所というところにお願ひして、数十年、そちらとお付き合いさせていただいております。

許可が下りていたというのは、渡船で渡す堤防、丸がしてあるところがあるのですが、それが堤防渡しと瀬渡しと船釣りというところがありまして、それが許可が下りているということでやっておりました。

そして黙認されていたというのは、もうその数十年前から、この法改正になる前から立入禁止という区域は今3つのうちの2つは以前から立入禁止区域ということは貼ってあったり、そういうことがあって立入禁止領域という形で絶対駄目ですよの法律的なことはなかったです。なので、許可ももちろん下りていました。業務規程というものがあまして、そちらのほうに渡していいですということで仕事のほうはさせていただいております。

○**土屋委員長** 柴田委員。

○**柴田副委員長** 資料のほうで丸がついている場所ということで、そういったあくまでも立入りは禁止ですよと看板等は出たりとかしたんですけども、そういった法的な規制までは行っていなかったというような理解でよろしいですか。

○**土屋委員長** 請願者。

○**請願者** はい。

○**土屋委員長** 柴田委員。

○**柴田副委員長** 分かりました。終わります。

○土屋委員長 ほかにございますか。

竹内委員。

○竹内委員 導流堤への瀬渡しは、これまで2か所は禁止されていたけれども1か所はよかったということなのですけれども、その禁止されていた2か所でなく1か所のみも法規制が改正される前までは渡しに行かれていたということで、禁止されたところに行っていなかったということでもいいのですか。

○土屋委員長 請願者。

○請願者 お答えします。

立入禁止区域領域という時点では実際に渡していなかったかということ、それがいつのときからというのが私がこの仕事に就くようになってからは行っておりませんが、主人のやっていたときは、あとの最初の2か所、私たちが言う新堤蛸足という場所があります。それがまた言い方が違うと思うんですけど、新堤というのが今切口の、本当にどばんと波が来るところを言わせていただいています。蛸足というのは導流堤の今切口に近い場所のほう、テトラポットがあるところを言いますが、そちらのほうでは以前渡していました。それを黙認されていたということです。

導流堤というのは、今、レジャー船禁止とかという看板が出ているのですが、海釣り公園、海湖館のあるところの前で見える場所なんですけど、本当に見える程度です。そこはテトラポットとかではなく堤防になっていました。

○土屋委員長 竹内委員。

○竹内委員 禁止されていたのはいつぐらいからですか。

○土屋委員長 請願者。

○請願者 主人が言うには、業務をする平成7年のときにでも、もう立入禁止とかという言葉は出ていたとは言っています。だけど、禁止に法でなったのは令和6年の4月、法律ではそうです。

○土屋委員長 竹内委員。

○竹内委員 分かりました。

○土屋委員長 ほかに。

山本委員。

○山本委員 県などへ立入禁止の是正を求められたかと思うのですが、その結果というのは。

○土屋委員長 請願者。

○請願者 実際に県への願いは、私たち釣り組合のほうではしていません。個人個人では多分しているかとは思いますが、なかなか県へというところへはまだまとめて組合でということはありません。

○土屋委員長 山本委員。

○山本委員 請願者御自身では、県のほうへは。

○土屋委員長 請願者。

○請願者 県のほうへは自身で水産課というところがありまして、そちらのほうへ訪ねていき、今、禁止のところがこれからこういうようになりますということをお聞きして、ではどこへ渡すようにしたらいいですかというのをお話しにいき、その案で、この3か所の八兵衛瀬、千鳥島、とうふといったところへは大丈夫ですということで県のほうからは承諾を得て帰ってきたのですが、そこは今度は帰ってきたら漁業関係者の方にお聞きしたら、こちらの八兵衛瀬、千鳥島、とうふというところは渡してはいけない場所だよということをお聞きしたので、そこはまた漁業関係者にはお聞きしたいのですが、そこを漁協へというところへは私のほうではまだ動いてはいません。やってはいけないというところには行けないなと思ってやっていないのですが、それがどういう理由でどうなのかということも詳しくは分かりません。

○土屋委員長 山本議員。

○山本委員 ありがとうございます。

○請願者 ありがとうございます。

○土屋委員長 ほかに。

山口委員。

○山口委員 この瀬渡しの行為というのは、遊漁船業法の規程というのに関係していると思うのですが、どのように関係しておいて、今まではどのようにして行ってきたんでしょうかね。

○土屋委員長 請願者。

○請願者 遊漁船規程というものが、こういうすごく厚い本がありまして、その中に規程のほうで、もちろん波、風などがあるときは渡してはいけませんとか、もうたくさんいろいろなものがあります。もちろんお客様に対しても、そういうお客様が来たら乗せることはできませんという規程もありますし、あとは荒天、それが一番ですけれども、そういうもので渡せられませんというものもあります。

規程のほうは、今、私がここに手元に持ってこなかったものですから、冊子があるので、そちらのほうもコピーして見ていただければ分かるので、それを通して今まで現在、仕事のほうはやってきております、業務をしてきております。

○土屋委員長 山口委員。

○山口委員 安全に関するものがほとんどだと思うのですが、利用する方、お客様たちに対する安全におけるマニュアルというのは整備をしっかりとされている。

○土屋委員長 請願者。

○請願者 はい、しております。

○土屋委員長 山口委員。

○山口委員 今回この請願を出しているのですがけれども、今までよりもさらに安全性を向上させました、アップさせましたというように改定もしているのでしょうか。

○土屋委員長 請願者。

○請願者 はい、しております。それは救命胴衣、以前からもずっと救命胴衣はもちろんつけていないと乗れないということがありましたが、その中でも救命胴衣が規定のものではないといけないという法律に変わったのです。そこからは、お客さんが着てきた救命胴衣が規定のものかどうかということで今まで30年間やっていたものですから、以前に来ていた方たちは自分の持っている救命胴衣を着用してきて、それで乗れるという頭の中がありますけれども、それでは乗れませんとお断りをして、何で駄目だということを言ってきますが、それはもう法律で決まったことなのでということで救命胴衣、あとは靴も普通の靴ではなく、瀬渡しをするので安全な靴を履いていないと乗れない。あとアルコール。

○土屋委員長 山口委員。

○山口委員 安全な服装だとか救命道具というのは、それはもう私は当たり前のもだと思っています。例えば、今、瀬渡しでお客さんを渡してきました、その後、風が出てきました、波が出てきました、どれぐらいの、例えば1メートルになったらもうすぐに撤収させにいくだとか、そういう規制というのはどのように整備されているのでしょうか。

○土屋委員長 請願者。

○請願者 波1メートル、風5メートル、それで戻るように。それが今タイドグラフというやつで、何時にその風が来ますとか、雨が何時に来ますとかというのが早く分かるようになってきているので、それをもし2時に帰ってきますというお客様がいて、1時頃にはもうその風が来ます、波が来ますというようであれば、船長のほうから、連絡先は分かるので、そちらへ電話して、その風や波が来る前に迎えに行くという形を取っています。

○土屋委員長 山口委員。

○山口委員 分かりました。ありがとうございます。

○土屋委員長 馬場委員。

○馬場委員 手続の関係でちょっと確認をさせてください。令和4年4月から遊船業法の法改正でなったのですが、遊漁船業の更新が必ずあると思うのですが、これについては影響というものはない。今度の法改正によって更新しようといったときに一番困るね、請願者が、そういったところに影響というものはない。

○土屋委員長 請願者。

○請願者 あります。

○土屋委員長 馬場委員。

○馬場委員 ある。どういった。

○土屋委員長 請願者。

○請願者 それはもう今現在そうなのですが、5月のときにも、私のほうへ全て、営業のほうのこの遊漁船業もそうですし、不定期航路申請とかというのがありまして、そちらのほうも今まで主人のほうが全てやっていましたが、私のほうに承継するという形で、今まで4月以前は家族がその承継をするという場合は、漁船番号とか、登録番号とかもそのままの番号で入れたのですが、それも今、4月からは法律が変わって、全てもう私が新規でやるという形になりました。ということで、今現在、この4月からは渡船業の中の瀬渡しができない状態なので、それを取るということは物すごく大変なことで、やれないのにそのことを取ろうとするとすごい大変なので、立入禁止の場所へ渡しますということは絶対に通らないことなので、それが取れないので、今、継続するに当たって、現在、私の承継されたものは、舟渡と、釣り人を船に乗せて釣る、船の渡しじゃなくて釣り。

○土屋委員長 馬場委員。

○馬場委員 遊漁ですね。

○土屋委員長 請願者。

○請願者 そうです。それと、あとは不定期航路申請です、先ほど言ったように。不定期航路申請というのは、スタートの場所から行きたい場所へ行って、そこで下ろして、またその場所からここへ戻ってくるという申請ですね、不定期航路申請、それは私のほうで取れていますが、今現在、私のほうの今までやっていたものは取れていません。なので、これでもし請願させていただいて、それができる可能性があれば、即にはそれは取っていきたいと思っております。

○土屋委員長 馬場委員。

○馬場委員 当然、立入禁止区域内には許可が下りていない、もうそれはしようがないという。

ちょっと詳しいところまではまだ読み切っていないのですが、猶予期間とか、そういったものもない、申請の。

○土屋委員長 請願者。

○請願者 一応、昨月来た申請の中は5年間。

○土屋委員長 馬場委員。

○馬場委員 分かりました。

○土屋委員長 ありがとうございます。ほかには。

柴田委員。

○柴田副委員長 請願書の請願者のところで、団体名が釣り組合、湖西釣りセンターと記されておりますけれども、こちらの釣り組合というのが、今、何団体ぐらい加盟されていて、どのような組織、どのような活動をされているのか教えてください。

○土屋委員長 請願者。

○請願者 現在、私が加入している釣り組合は、弁天と舞阪と気賀とかの方たちが入っておりまして、13軒かな。渡船業を営んでいるのは、その中の3軒、廃業された方もいらっしゃるのので数がどんどん減ってきています。以前はも

っと多かったです。

○土屋委員長 柴田委員。

○柴田副委員長 そうすると湖西釣りセンターということで、今、この今切口、また今回3か所というようなのが上がっておりますけれども、そちらを管轄といいますか、影響するのは請願者の湖西釣りセンターだけというようなことでよろしかったでしょうか。

○土屋委員長 請願者。

○請願者 もう一軒舞阪のところと、もう一つのところはもうやめられた、今年になって廃業されたということは聞いております。

○土屋委員長 柴田委員。

○柴田副委員長 こちらの組合としましては、今回の法規制についてですとか、連絡会とか勉強会とか、そういったものの活動状況というのはいかがでしょうか。

○土屋委員長 請願者。

○請願者 釣り組合のほうでの活動の。今、厳しくなってから立入禁止区域となつてからは、組合のほうで立入禁止区域を駄目ですよというのは、この釣り組合ではなく、ほかのところでそれに加わっている方たちもいるので、その中で業務としてはこっちを応援したいんですけど自分たちの置かれている立場もあるという形で、禁止という仕事をやらなきゃいけない反面、釣りのほうはお客さんをお呼びしてきてもらいたいんだけどという、その半々な感じで、それがなかなか動けない状況に今はあります。難しいです。

○土屋委員長 柴田委員。

○柴田副委員長 分かりました。理解できました。

○土屋委員長 ありがとうございます。

竹内委員。

○竹内委員 禁止されている以外のところでやれないのかなと思うんですけど、それはどうなんですか。

○土屋委員長 請願者。

○請願者 それをやりたいです。禁止されていないところでやりたくて、どうしたら禁止されていないところがやれるようになるのか。

○土屋委員長 竹内委員。

○竹内委員 先ほどお話があった八兵衛瀬とか、それ以外でその周辺で瀬渡しみたいなのをしながらやれるところはないのですか。

○土屋委員長 請願者。

○請願者 少ないです。やっぱりこの近くで、海釣り公園を拠点とすると、それ以外というともう遠くへ出て行かないといけない、時間がかかる。

○土屋委員長 竹内委員。

○竹内委員 そうですか。

○土屋委員長 請願者。

○請願者 はい。

○土屋委員長 竹内委員。

○竹内委員 それと、先ほどお話を聞いていて馬場委員が伺ったところで、事故というか、そういうのが起きてしまったときに、それは請願者たちが責任を負うの。

○土屋委員長 請願者。

○請願者 はい、そうです。

○土屋委員長 竹内委員。

○竹内委員 分かりました。以上で終わります。

○土屋委員長 ほかにありますか。

それでは、私のほうからちょっとだけ教えていただきたいので、暫時、副委員長と交代します。

○柴田副委員長 それでは委員長席を委員長と交代します。

土屋委員。

○土屋委員長 現在、許可を得ているのはどこの海事事務所とおっしゃっていたか。

○柴田副委員長 請願者。

○請願者 高いに松で高松海事事務所。

○柴田副委員長 土屋委員。

○土屋委員長 どこにあるのですか、それは。

○柴田副委員長 請願者。

○請願者 神奈川県です。

○柴田副委員長 土屋委員。

○土屋委員長 神奈川にあるのですか。そこで許可を得るということは、そことも定期的な申請というか、更新みたいなのはあるのですか。

○柴田副委員長 請願者。

○請願者 はい、あります。

○柴田副委員長 土屋委員。

○土屋委員長 それはどのくらいの頻度で。

○柴田副委員長 請願者。

○請願者 私たちがこれをこうでと云えば、すぐにその対応はもちろんしていただけますけれども、今現在5年間は契約があるので、その中で不定期航路、今回の花博みたいな、ああいうことがあるときとかは、今回の花博のほうは漁協のほうでやってくださいましたけど、その後、漁協のほうは6月2日で切れてしまうので、6月3日からまたそこを渡せるようにするというのは、うちのほうで申請を出してというのはいは許可を取るまでに最低でも1か月はかかるので、その前にはという形で、大体二月に1回ぐらいは何かがあって、やり取りはしています。

○柴田副委員長 土屋委員。

○土屋委員長 それから神奈川の高松というところから、事務所からこちらのほうへ来るという感じ。

○柴田副委員長 請願者。

○請願者 来るときは講習会をこちらでやったりとか、そういうこともありますし、ほとんど今はパソコンでやり取り、メールとかというものでやり取り、オンラインというのですか、そういうものも分からなかったですけども、そういうものでやり取りするようになっております。送るものは、こちらから送付したり、そこから送られてきたりというものは宅急便のほうで送るのをやっております。

○柴田福委員長 土屋委員。

○土屋委員長 海事事務所ということは、例えば僕らでは理解できにくいですが、海上保安庁とか、そういうところの出先とか、そういうところなのですか。

○柴田副委員長 請願者。

○請願者 司法書士というか、いろいろ行政のところへ書類を持って、確認を取って。

○柴田副委員長 土屋委員。

○土屋委員長 行政書士みたいな。

○柴田副委員長 請願者。

○請願者 はい、そうです。

○柴田副委員長 土屋委員。

○土屋委員長 行政書士みたいな、あくまでも任意の団体。

○柴田副委員長 請願者。

○請願者 私たちが委任して、それをお願いしてやってもらうという形をとっています。

○柴田副委員長 土屋委員。

○土屋委員長 それと、ちょっと先ほど竹内委員が質問したけど、もし事故が起きたときとかに、例えば北海道みたいに船が沈んじゃった場合に、言いにくいんだけど補償額ってどこまで見てくれるのですか。

○柴田副委員長 請願者。

○請願者 今、大きくなりまして、その補償額も最低5,000万円の保険に入っています。

○柴田副委員長 土屋委員。

○土屋委員長 5,000万円。

○柴田副委員長 請願者。

○請願者 保険料もすごいですし、船を3隻持っているんで、今できなくなれば船を廃船してというところも今もう悩んでいるところなのですが、なので、どこかでやれるところがあれば船を取っておいて保険も継続しますけど、そうでなかったらその保険も解約しなければ、うちのほうが生活できないので、そういう。

○柴田副委員長 土屋委員。

○土屋委員長 分かりました。ありがとうございます。

○柴田副委員長 委員長を交代します。

○土屋委員長 柴田委員。

○柴田副委員長 すみません、今、委員長のほうから、そういった保険の関係で、令和7年4月1日までに旅客定員1人当たり5,000万円以上の損害保険に加入する義務が生じてくるというようなことで改正になると思いますし、先ほど山口委員のほうからは安全性の救命胴衣、そういったものもお話があったんですけども、そういった中で、今回、法改正ということになりまして、新たな業務規程の作成ということで、10月1日までに提出しなければならないということにはなっていると思うんですけども、そういった中で例えば業務規程の中では案内する漁場の位置というような、そういった安全管理の構築ということで、そもそも立入禁止場所に案内しないというような明記も必要ということであったり、沖堤防は立入禁止区域となるので案内することができないというようなことで、そういった業務規程という形では記載することができないことになってしまうと思いますし、また、安全設備の管理としまして法定無線の設備とか、そういったものが追加されてくるんですけども、その辺りは全てクリアして届出ができるというような根拠というか、現在準備ができていのかというところが疑問なんですけれども、そちらはいかがでしょうか。

○土屋委員長 請願者。

○請願者 今現在、これが全て立入禁止区域のところへは立入禁止だから行けないので、業務規程のほうはそれを書こうということは考えておりませんが、今後この請願をさせていただいて、今、立入地域禁止の区域の1か所、導流堤を私たちは希望しておりますが、そちらへ渡せられるようになる運びとなつたならば、すぐに業務規程のほうも記入する形を取っていきたいとは思っています。

○土屋委員長 柴田委員。

○柴田副委員長 安全設備の義務化ですけども、法定無線ですとか、救命胴衣、また非常用位置等の発信装置、そういったものですか、改良型の救命いかだとか、そういったものも義務づけになってくると思うんですけども、

そちらも対応は可能という理解でよろしいでしょうか。

○土屋委員長 請願者。

○請願者 改良型いかだのほうは、うちのほうの船は関係ない船なので、船の大きさとか、人員が何人乗るとか、それによっていかだをつけていくということなので、うちのほうは人員が少ないので、いかだのほうはつけません。

それからあとは救命胴衣のほうも、もちろん用意しておりますし、魚群探知機と一括して位置のほうも分かり、無線のほうもついているというものを載せてあります。

○土屋委員長 柴田委員。

○柴田副委員長 瀬渡しで利用している3艇の船があるとおっしゃったのですけれども、定員がどのくらいで。

○土屋委員長 請願者。

○請願者 12名と11名です。

○土屋委員長 柴田委員。

○柴田副委員長 理解できました。

○土屋委員長 竹内委員、どうぞ。

○竹内委員 請願を出されるに当たって署名もされて、多くの方が希望されているということで、1日の利用者ってどのくらいあったのですか。

○土屋委員長 請願者。

○請願者 その日、その日で違いますが、最大のことを言うと1日30名で、平日とかは3人、5人、それくらいです。もちろん1人という日もあります。

○土屋委員長 竹内委員。

○竹内委員 あなたが御主人から継承を受けてやっていきたいという覚悟はあるということがよく分かってきているんですけど、この資格を取るのにどんな内容の講習で、その資格というのを与えられるのですか。

○土屋委員長 請願者。

○請願者 私は、もちろん船の免許を取りました。というのは、コロナがあったときに、まず一番最初にやることは主人と船頭だけではいけないと思い、今後、全く違う仕事、医療関係の仕事をしていたのですが、ここへ嫁いだ以上は船の免許を取って、それでやっていこうと思って渡船業の仕事に就いたのです。だからコロナが始まってすぐ免許を取って、今現在に当たるので5年です、すみません。

○土屋委員長 竹内委員。

○竹内委員 船舶免許だけがあればいいのですか。

○土屋委員長 請願者。

○請願者 特定免許。人を乗せるということで。

○土屋委員長 竹内委員。

○竹内委員 分かりました。

○土屋委員長 山本委員。

○山本委員 すみません、そもそもなんですけれども、堤防渡し禁止された理由というのを教えていただけますか。

○土屋委員長 請願者。

○請願者 禁止された理由というのは、プレジャーボート同士とか、死亡事故とかがあったですね、今切口のところで、あと海釣り公園の前でもプレジャーボート同士がレジャーの船がぶつかってという死亡事故があったのがきっかけだと思います。私は、それはあれですけれども、と思っております。

○土屋委員長 山本委員。

○山本委員 渡船ではない。

- 土屋委員長 請願者。
- 請願者 渡船ではないです。
- 土屋委員長 山本委員。
- 山本委員 ありがとうございます。
- 土屋委員長 山口委員。
- 山口委員 浜名湖内では漁業権の設定というのがあると思うのですが、この設定地内というので、この瀬渡しというのは可能なんですか。
- 土屋委員長 請願者。
- 請願者 私たちは漁業権のそれがよく分からないので、ここにも書いてあるんですが、それができるのか、できないのか。
- 土屋委員長 山口委員。
- 山口委員 もし問題があるとしたら、その調整先というのは漁協とかと調整するのか。
- 土屋委員長 請願者。
- 請願者 八兵衛瀬、千鳥島ととうふというのは、漁協になると私は静岡県の水産課のほうでは聞いてきました。
- 土屋委員長 山口委員。
- 山口委員 その漁協とかとの話合いとかいうのはもう進んでいない。
- 土屋委員長 請願者。
- 請願者 進んでいない。
- 土屋委員長 山口委員。
- 山口委員 まだ今の段階では白紙の状態。
- 土屋委員長 請願者。
- 請願者 はい、そうです。
- 土屋委員長 山口委員。
- 山口委員 ということは、漁協との協力体制ができているとか、そういうわけでは。
- 土屋委員長 請願者。
- 請願者 ないです。
- 土屋委員長 山口委員。
- 山口委員 分かりました。
- 土屋委員長 馬場委員。
- 馬場委員 今度、県の土木の方から言われたところが駄目だったということで、千鳥島と八兵衛瀬ととうふがどうだという話もあったのですが、過去にはそういったところでも瀬渡しの実績はない。
- 土屋委員長 請願者。
- 請願者 ないです。
- 土屋委員長 馬場委員。
- 馬場委員 ないんですね。それができなかったというか、しなかったという理由は何か。
- 土屋委員長 請願者。
- 請願者 今までは、こちらの3か所で行けるといったって、こちらへは希望の方たちもそこで釣るような魚の種類ではなく。
- 土屋委員長 馬場委員。
- 馬場委員 需要と供給の関係、需要がなかったということですね。

○土屋委員長 請願者。

○請願者 はい、そうです。

○土屋委員長 ありがとうございます。

それでは、ほかにはいいですか。

委員長を交代します。

○柴田副委員長 土屋委員。

○土屋委員長 私のほうから。漁協とはまだ全然調整していないというお話だったですね。こういう話があったよという漁業関係者とちょっと話したときに、まずシラス船の航路になっているというのです。特に冬場の暗いときは非常に怖いよという、そういった話があるんだけど、その辺はどうしたものですかね。

○柴田副委員長 請願者。

○請願者 シラス船の航路で何時に出航して何時に帰ってくるという、シラス船がずっと一日中、動いているわけではないと思うので、その時間さえ分かれば、その時間でないときにうちのほうが出すとか、そういう形は取れるとは思いますが。

あとは場所が航路になっている場所の、今言ってる導流堤の1か所に渡させてほしいですという一番上の1か所というところは航路にはなっていますが、一番角の渡している場所のところへはシラス船は通らない、中央を走っていると思います。導流堤のところは堤防についちゃうので、走る位置というか。

○柴田副委員長 土屋委員。

○土屋委員長 私もシラス船というのは一度だけ乗ったことがあるのですが、物すごく朝が早くて、その漁の仕方で時間が早い日もあれば、遅くなる時間もあるので、何時に帰ってくるか、何時に出ていくかというのは、それぞれのその船の。2艘が浜名湖内で並列して走るわけじゃないでしょうけど、そういったことは、今、中神さんがおっしゃったように安全面は確保できるよと。

○柴田副委員長 請願者。

○請願者 私たちがやります、シラス船を最優先にさせていただいて、私たちが通っていない、そのときは違う海なので、違うほうによけていて、シラス船が通り終わってから、そこへ入っていく形を取ります。それで今までやっていますから。

○柴田副委員長 土屋委員。

○土屋委員長 漁協とはほかのことでもそうですけれども、いろいろ詰めていかなきゃいけないことがたくさんあると思うのです。そういったことは計画はしているということなのですか、詰めた話。

○柴田副委員長 請願者。

○請願者 もしこの高い場所でお話しさせていただいて、今後、漁協とお話ができるような形が取れるようでしたら、請願させていただいたことを機にお話ししていきたいと思っております。

○柴田副委員長 土屋委員。

○土屋委員長 分かりました。ありがとうございます。

○柴田副委員長 委員長を交代します。

○土屋委員長 皆さん、いいですか。

山口委員。

○山口委員 この請願というのは国や県へ提出するものですから、民間業者の方などが提出できないということは理解している。

○土屋委員長 請願者。

○請願者 はい。

○土屋委員長 山本委員。

○山本委員 県のホームページに今切口遊漁禁止水域を示されていると思うのですが、その中にとうふが含まれていると思うのですが、その瀬渡しというのは可能ないのでしょうか。

○土屋委員長 請願者。

○請願者 それも含まれていますか。

○土屋委員長 山本委員。

○山本委員 ホームページにあるのですけど。

○土屋委員長 請願者。

○請願者 ごめんなさい、私の確認不足です。すみません。

○土屋委員長 竹内委員。

○竹内委員 今、請願者が先にこちらに請願に来て、その後に漁協と私たちの結果を見ながら話ししていきたいと言われたんですけど、私たちにしてみると先に漁業に行ってきたら出していただけると、すごく私たちが判断しやすかったのかなと思うんですけど。

○土屋委員長 請願者。

○請願者 申し訳ない、すみません。

○土屋委員長 今、竹内委員が言ったことは、漁協のほうでこれについてどう考えているか分からないという話で、それで議会のほうがやることに対して逆に漁協組合が反感を買ったりするということがあり得るかなと、そこらの心配もございましたので、そういう発言だったと思うんですけど、友好的に話が進められるようでしたら、それを期待したいと思います。

○土屋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○土屋委員長 ほかに質疑もないようですので、紹介議員、請願者に対する質疑を終了いたします。

それでは暫時休憩とします。休憩を11時10分まで。

〔午前10時53分 休憩〕

〔午前11時11分 再開〕

○土屋委員長 では、休憩を解いて再開いたします。

では、次に意見のある方は発言をお願いします。

柴田委員。

○柴田副委員長 1点確認をさせていただきたいんですけど、冒頭で私が質問させていただいたんですけど、許可は下りており、数十年、黙認されていた場所というようところで、高松海事事務所のほうから許可は得ているというようところでありますけれども、あくまでも渡船業に関する許可ということで、この場所に立ち入っていいという許可ではないという、あくまでもその場所は禁止場所だったというような確認でよろしかったでしょうか。

○土屋委員長 では前のほうへ出てきてもらって、マイクをつけて発言してもらっていいですか。ごめんなさいね、後で追加で。

請願者。

○請願者 私どもは3か所は出して、どこからどこへ渡しますという3か所を出して許可が下りていると思っており、以前は。

○土屋委員長 柴田委員。

○柴田副委員長 以前のところでありますけれども、数十年黙認されていたということでもありますけれども。

○土屋委員長 請願者。

○**請願者** それは堤防のどこへ渡すということを許可申請しているので、私たちが申請して、高松さんのほうに、その場所からその場所というのを3か所を出しているのです、それは許可は下りています、立入禁止領域と認識しておりますけれども。

○**土屋委員長** 柴田委員。

○**柴田副委員長** 分かりました。

○**土屋委員長** 結構です。

では、ほかに意見のある方はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**土屋委員長** それでは、ないようですので討論に入ります。討論のある方はございますでしょうか。

柴田委員。

○**柴田副委員長** 私は反対の立場で討論をさせていただきます。

多くの質疑の中で非常にこれまで業務に取り組んでこられた内容、またこれからの取組に対して非常に心情は理解させていただいたところではございますが、また、こういった国の法改正、法規制によって明文化されたことを私たちの委員会として是正、改善を求めるとするのは非常に困難ではないかというような考えに至っております。

また、漁業権に関しましても議会としては介入するべきところではなく、漁業権は許可制なものですから漁協との協議を進めていただきたいと思います。

よって私は反対の立場とさせていただきます。

以上です。

○**土屋委員長** ほかに討論はありますか。

竹内委員。

○**竹内委員** 私も不採択なんですけど、でも請願者の思いはすごくやはり理解できましたので、観光産業のほうでやはり出していけるように市のほうに伝えて、あなたたちの生業をそのままやはり生かしていきたいなと私は感じています。

以上です。

○**土屋委員長** ほかに。

馬場委員。

○**馬場委員** 本当に今、40分以上の質疑の中で心情は本当に分かるのですよね。柴田委員が言われたように決まったものを当委員会ですら反らさぬような思いで意見書を出せるかということ、やはり抵抗があります。さらには漁協の関係といたら、そこは市議会としてなかなか踏み込めない部分がありますので、今後の展開というか、5年間の猶予の中で少し何らかの開拓というものが見いだせればというような思いがあります。

残念ながら今回の採択につきましては、申し訳ないですけど当委員会の総意としても恐らく不採択という、私もその予定ではおります。何らかの協力はさせていただきたいとは思っておりますが、今回の請願については申し訳ないですけど不採択という結論にさせていただきます。

以上です。

○**土屋委員長** あと、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**土屋委員長** ないようですので討論を終了いたします。

これより請願第1号、釣り組合業者の堤防渡しに関する請願を採決します。

まず、第1項、堤防渡しを行っている場所3か所のうち1か所を業者のみが渡船を行うことを許可していただくことを採択することに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○土屋委員長 挙手ありませんでしたので、よって第1項は不採択と決しました。

次に第2項、近隣のほかの場所（八兵衛瀬、千鳥島、とうふ）において現在渡船が不可能となっている、こちらの場所においても渡船可能な方法を模索していただくことを採択することに賛成する委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○土屋委員長 挙手はございませんでした。よって、第2項は不採択と決しました。

ただいまより、湖西市議会会議規則第138条第1項に基づき、請願の審査報告にて報告する意見案を作成するため、暫時休憩といたします。

それでは、休憩を10分をお願いいたします。

〔午前11時20分 休憩〕

〔午前11時29分 再開〕

○土屋委員長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

それでは、お手元に配付してあります請願第1号への意見案について、議会事務局から御報告申し上げます。

○事務局 それでは、請願第1号の請願審査報告書、委員会意見欄を朗読させていただきます。

不採択とすべきものとする意見。

法規制で明文化されたことを委員会として改善を要求することは困難であるため。

漁業権に関しては議会が関与することではないため。

以上でございます。

○土屋委員長 お諮りいたします。

請願第1号に対する本委員会の意見を意見案のとおりとすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○土屋委員長 異議なしと認め、そのように決定しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました請願の審査を終了いたしました。

以上で、建設環境委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

〔午前11時30分 閉会〕

湖西市議会委員会条例第28条第1項の規定により署名する。

委員長 土屋 和幸